# 学校防災計画

令和6年度版 (5月改訂)

- ○東日本大震災を教訓として
- 〇マグニチュード 7 クラスの 首都直下地震が起きたら・・・
  - ◎『自分の命は自分で守る』
  - ◎ 地域での支え合い

# 墨田区立言問小学校

# 学校防災計画もくじ

1 日常の防災体制
(1)学校防災組織・任務・・・・・・・・・ 3
(2)安全管理[安全点検]
・学校施設の点検・・・・・・・・・・ 3
・防災備蓄倉庫の内容確認・・・・・・・・・・・ 4
•生活指導年間計画・・・・・・・・・・・・・ 教育計画参照
・防災設備の点検、避難経路の点検・・・・・・・・ 4
・災害発生時の児童・生徒の下校判断基準の確認・・・・・・ 4
(3)防災教育(年間指導計画) … 5 ~ 6
(4)防災訓練(年間実施計画)・・・・・・・・・・ 7
(5)防災教育及び心のケア対応(教職員研修年間計画)・・・・・・ 8
2 東海地震に関する情報や警戒宣言発令時 及び荒川氾濫情報発令時の児童生徒への対応・・・・・・ 9 ~ 10
3 震災時の学校の対策組織及び各職員の任務・役割・・・・・・ 11 ~ 13
4 災害発生時の初動体制の確認・・・・・・・ 14
5 学校が避難所になった場合の対応に関すること・・・・・・ 15 ~ 18
6 児童・生徒の帰宅方法・保護体制・・・・・・・ 18
7 地震発生時の場所別・時間帯別の児童生徒への対応・・・・・・ 19 ~ 24
8 応急教育計画に関すること・・・・・・・ 25
9 非常時持出用品リスト・・・・・・・ 26 ~ 27
10 学校備蓄倉庫一覧・・・・・・・・・・ 28
11 緊急連絡先電話番号簿 · · · · · · · · · · · 29
12 自衛消防組織に関すること・・・・・・・ 30 ~ 33

#### 1 日常の防災体制

#### (1) 学校防災組織・任務

①初期(通常時)の防災組織



#### ②各班の任務

本 部 …非常災害発生と同時に設けられる。児童の避難、その後の災害対策、 外部との渉外等、一斉の指揮、監督、折衝にあたる。

通報班 …本部の指示による緊急放送を行う。児童の避難後、本部と各班との連絡にあたる。

避難誘導班…児童を避難誘導する。その後は、児童の掌握管理にあたる。

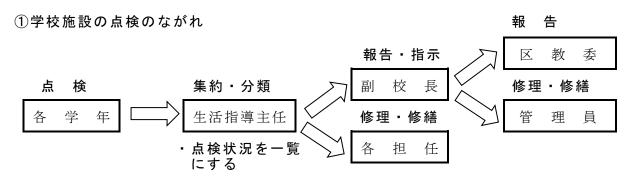
搬出班 …児童を避難させた後、本部の指示により非常持ち出し書類などを順序よく定められた場所に搬出する。

消火班 …児童を避難させた後、本部の指示により、初期消火にあたる。生命の 危険を冒すようなことはしない。

救護班 …救護所を設置し、負傷者等の応急処置にあたる。医療機関との連絡に あたる。

#### (2) 安全管理〔安全点検〕

校舎内外の施設・設備の管理責任者を中心に、毎月1回を原則とした定期的な点検を行い、危険箇所や修理箇所が見つかり次第、その修理・補強にあたる。



- ※定期の安全点検日を待たず、担任は教室とその周辺(廊下やトイレ等)の安全点検 に努める。
- ※平時、修理・修繕が必要な箇所が見つかったら、直ちに副校長または事務に報告する。但し、自分で直せるものは、自分で直す。

#### ②防災備蓄倉庫の内容確認

#### ※「10学校備蓄倉庫一覧」参照

## ③生活指導年間計画

※ 別添資料参照

## ④防災設備の点検、避難経路の点検

児童の避難経路上の施設・設備については、定期的に点検を行い、内壁・外壁落下 防止、窓ガラスの飛散防止、壁の倒壊防止等必要な措置を行う。 また、防火扉、消火器、非常ベル、防災施設や設備の機能点検も日頃から定期的 に行っておく

#### 【防火用具等の整備】

- ・情報伝達機材、救助用機材、救急薬品等は、災害時に正常に使用できるよう点検
- 検整備するとともに、所在場所、使用方法等を常に確認しておく。 ・児童及び教職員の員数が把握できるよう、名簿、保護者との緊急連絡カード等を を整備し、非常時に持ち出せるようにしておく。

## ⑤災害発生時の児童・生徒の下校判断基準の確認

	程    度	学校の措置
+	●危険な状況ではない場合	・通常下校 ・学校から連絡しない
大雨・暴風	●風雨が強まると予想される場合	・授業を切り上げ下校させる ・一斉下校か集団下校 ・学校から連絡を入れる ・連絡が取れない家庭の児童は、学校待機。 連絡が取れ次第、迎えに来てもらう。
	●警報が出されたり、急に風雨が強 まったりして危険な状態になった 場合	・学校待機 ・学校から連絡を入れる ・連絡が取れ次第、迎えに来てもらう
	●区から警戒レベル3が出された場合	●状況により
4		・授業を切り上げ下校させる
台風・		・一斉下校か集団下校
洪水		・学校から連絡を入れる
高		・連絡が取れない家庭の児童は、学校待機。連絡 が取れ次第、迎えに来てもらう。
潮		・学校待機 ・学校から連絡を入れる
		・連絡が取れ次第、迎えに来てもらう
	●東海地震観測情報	・通常下校 ・学校から連絡しない
地	<ul><li>●東海地震注意情報又は東海地震予知情報</li></ul>	●状況により ・授業を切り上げ下校させる ・一斉下校か集団下校 ・学校から連絡を入れる ・連絡が取れない家庭の児童は、学校待機。 連絡が取れ次第、迎えに来てもらう。
震	<ul><li>●警戒宣言</li><li>●強い地震(震度4以上)が発生した場合</li></ul>	・学校待機 ・学校から連絡を入れる ・連絡が取れ次第、迎えに来てもらう

## (3) 防災教育(年間指導計画)

## ①小学校低学年(1·2年生)

基本目標	ができるようにする。 ○災害発生時には、進んできるようにする。 ○地域の災害に関心をもつ	P保護者等近くの大人の指示で家の手伝いなどをして、家 のことができるようにする。 等の大規模地震や風水害へ	き族の役に立つことがで
7	各教科	道徳	特別活動
指導内容	〈生活科〉 ◇地域の人々と適切に接 し安全に生活する。 ◇公共物や公共施設を大 切にし安全に気をつけ て利用する。	<ul><li>◇健康や安全に気をつけた生活をする。</li><li>◇生命を大切にする心をもつ。</li><li>◇進んで家の手伝いなどをして、家族の役に立っ喜びを知る。</li></ul>	〈学級活動〉 ◇健康で安全な生活態 度を形成する。 〈学校行事〉 ◇防災割練において、 災害に応じた行動が できるようにする。

## ②小学校中学年(3・4年生)

基本目標	指示に従うとる ○災害発生時にに る。 ○地域の災害の利 理解できるよう	ともに、自 は、家族や 重類が分か うにする。 南海地震等	らも安全な 友達などみ り、そのた	後害時には教員や保護者な行動ができるようにする んなと助け合うことが とめの防災体制が組織され 悪や風水害への備え	つる。 バできるようにす これていることを
445	各教科	道	徳	特別活動	総合的な学習の時間
指	〈社会〉	◇生活を		〈学級活動〉	◇地域の防災マ
導	<ul><li>◇地域社会における災害や事故から人々の</li></ul>		や高齢者し感謝す	◇健康で安全な生活 態度を形成する。	ップを作成 し、防災意識 を高める。
内	安全を守る工 夫や努力につ いて考える。		する。 文化と伝 いて理解	〈学校行事〉 ◇防災訓練におい て、避難の方法に ついて理解し、安	◇地域の災害を 調査し学習す る。
容		し安全 きるよ る。	に行動で うにす	全に行動できるよ うにする。	

## ③小学校高学年(5·6年生)

基本目標	<ul><li>○災害発生時には ィア活動に参加</li><li>○地域の災害の料 うにする。</li></ul>	は、家族や友達、周囲できるようにする。 特性や防災体制の仕組 南海地震等の大規模	は自ら安全な行動ができ 目の人々と助け合うとと 且みについてのあらまし 地震や風水害への備え	もに、ボランテンが理解できるよ
	各教科	道徳	特別活動	総合的な学習の時間
指	〈社会〉 ◇わが国の国土 の環境と人々 の生活や産に との関連につ いて考える。	◇自他の生命を尊 重する。 ◇働くことの意義 を理解し、になっ のことをする。	〈学級活動〉 ◇健康で安全な生活 態度を形成する。 〈児童会活動〉 ◇委員会活動や集会	<ul><li>◇地域の自然環の自然ででは</li><li>一切のは</li><li>一切のは</li><li>一切ののでは</li><li>一切ののでは</li><li>一切ののでは</li><li>一切のでは</li><li>一切のでは</li><li>一切のでは</li><li>一切のでは</li><li>一切のでは</li><li>一切のでは</li><li>一切のでは</li><li>一切のでは</li><li>一切のでは</li><li>一切のでは</li><li>一切のでは</li><li>一切のでは</li><li>一切のでは</li><li>一切のでは</li><li>一切のでは</li><li>一切のでは</li><li>一切のでは</li><li>一切のでは</li><li>一切のでは</li><li>一切のでは</li><li>一切のでは</li><li>一切のでは</li><li>一切のでは</li><li>一切のでは</li><li>一切のでは</li><li>一切のでは</li><li>一切のでは</li><li>一切のでは</li><li>一切のでは</li><li>一切のでは</li><li>一切のでは</li><li>一切のでは</li><li>一切のでは</li><li>一切のでは</li><li>一切のでは</li><li>一切のでは</li><li>一切のでは</li><li>一切のでは</li><li>一切のでは</li><li>一切のでは</li><li>一切のでは</li><li>一切のでは</li><li>一切のでは</li><li>一切のでは</li><li>一切のでは</li><li>一切のでは</li><li>一切のでは</li><li>一切のでは</li><li>一切のでは</li><li>一切のでは</li><li>一切のでは</li><li>一切のでは</li><li>一切のでは</li><li>一切のでは</li><li>一切のでは</li><li>一切のでは</li><li>一切のでは</li><li>一切のでは</li><li>一切のでは</li><li>一切のでは</li><li>一切のでは</li><li>一切のでは</li><li>一切のでは</li><li>一切のでは</li><li>一切のでは</li><li>一切のでは</li><li>一切のでは</li><li>一切のでは</li><li>一切のでは</li><li>一切のでは</li><li>一切のでは</li><li>一切のでは</li><li>一切のでは</li><li>一切のでは</li><li>一切のでは</li><li>一切のでは</li><li>一切のでは</li><li>一切のでは</li><li>一切のでは</li><li>一切のでは</li><li>一切のでは</li><li>一切のでは</li><li>一切のでは</li><li>一切のでは</li><li>一切のでは</li><li>一切のでは</li><li>一切のでは</li><li>一切のでは</li><li>一切のでは</li><li>一切のでは</li><li>一切のでは</li><li>一切のでは</li><li>一切のでは</li><li>一切のでは</li><li>一切のでは</li><li>一切のでは</li><li>一切のでは</li><li>一切のでは</li><li>一切のでは</li><li>一切のでは</li><li>一切のでは</li><li>一切のでは</li><li>一切ので</li><li>一切ので</li><li>一切ので</li><li>一切ので</li><li>一切ので</li><li>一切ので</li><li>一切ので</li><li>一切ので</li><li>一切ので</li><li>一切ので</li><li>一切ので</li><li>一切ので</li><li>一切ので</li><li>一切のので</li><li>一切ので</li><li>一切ので</li><li>一切ので</li><li>一切ので</li><li>一切ので</li><li>一切ので</li><li>一切ので</li><li>一切ので</li><li>一切ので</li><li>一切ので</li><li>一切ので</li><li>一切ので</li><li>一切ので</li><li>一切ので</li><li>一切ので</li><li>一切ので</li><li>一切ので</li><li>一切ので</li><li>一切ので</li><li>一切ので</li><li>一切ので</li><li>一切ので</li><li>一切ので</li><li>一切ので</li><li>一切ので</li><li>一切ので<!--</td--></li></ul>
導	〈理科〉 ◇気象現象や流 水の働きの規 則性について 見方、考え方	◇郷土や我が国の 文化と伝統を大 切にする。	活動において安全 意識を高める。 ◇ボランティア活動 を行う。 〈学校行事〉	し、防災対策 につる。 につる。 今応急手行う。 ◇防災ボランテ
内	を を き き 一 と と と と と と と と と と と と と		◇防災訓練におい が、安全るとない 動に、変きま消した。 に次災まる。 できまりにする。	イアについて 調査し、体験 する。
容	〈体育〉 〈かいてといる (体育がいてととなる (でなる) (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本		◇野外活動におい て、サバイバルス キルを身につけ る。	
	〈家庭〉 ◇ 日されて はないい はなる はなるよう はなる。			

## (4) 防災訓練(年間実施計画)

## 【年間スケジュール】

措置	月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
情報連絡位	<b>本制の整備</b>	0											
施設·設備	の安全対策の実施	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
防災教育	各教科	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
の実施	総合的な学習の時間		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
防災訓練♂	)実施				0		0						0
避難訓練♂	)実施	0	0	0	0		0	0	0	0	0	0	0
非常用物資	登の管理					0				0			
学校の安全											0		
に関する記価・改善	評価の見直し											0	

## (5) 防災教育及び心のケア対応(教職員研修年間計画)

	初級	中級	上 級
導入	【講義】防災教育 防災教育についての理念 および内容について学ぶ		
防災体制	【演習】学校の避難所運営 方法 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一	【講義】 な 区の 防災法 (本制) 防災法 (本制) 防災法 (本制) 防災法 (本制) 防災法 (本制) 大学生 (本式) (本式) (本式) (本式) (本式) (本式) (本式) (本式)	【演習】被叛兵 を 大
防災教育	【演習】 「大学学的 できる イ 義動限 で知られる という で で で で で で で で で で で で で で で で で で で	【演習】共催を活用した防 災教育 防災教材を予した防災 労習を対けの開発方とは導い でで学ぶ	上
心 の ケ ア まとめ	【講義】心のケア基礎知識 被災児童の心の状況を理 解し、教師としての対応 を学ぶ	【アき身理法と表のアクトでは、正ののケケを対して、というでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これ	【演習】心のケア発展知識 被災児童後のでする での事所に できる被災 できるが、 「講義」 「大変を学ぶ」 「大変を学ぶ」 「大変を学ぶ」 「大変を学ぶ」 「大変を学べる。 「大変を学べる。」 「大変を学べる。」 「大変を学んで、でいる。」 「大変をできる。」 「大変をできる。」 「大変をできる。」 「大変をできる。」 「大変をできる。」 「大変をできる。」 「大変をできる。」 「大変をできる。」 「大変をできる。」 「大変をできる。」 「大変をできる。」 「大変をできる。」 「大変をできる。」 「大変をできる。」 「大変をできる。」 「大変をできる。」 「大変をできる。」 「大変をできる。」 「大変をできる。」 「大変をできる。」 「大変をできる。」 「大変をできる。」 「大変をできる。」 「大変をできる。」 「大変をできる。」 「大変をできる。」 「大変をできる。」 「大変をできる。」 「大変をできる。」 「大変をできる。」 「大変をできる。」 「大変をできる。」 「大変をできる。」 「大変をできる。」 「大変をできる。」 「大変をできる。」 「大変をできる。」 「大変をできる。」 「大変をできる。」 「大変をできる。」 「大変をできる。」 「大変をできる。」 「大変をできる。」 「大変をできる。」 「大変をできる。」 「大変をできる。」 「大変をできる。」 「大変をできる。」 「大変をできる。」 「大変をできる。」 「大変をできる。」 「大変をできる。」 「大変をできる。」 「大変をできる。」 「大変をできる。」 「大変をできる。」 「大変をできる。」 「大変をできる。」 「大変をできる。」 「大変をできる。」 「大変をできる。」 「大変をできる。」 「大変をできる。」 「大変をできる。」 「大変をできる。」 「大変をできる。」 「大変をできる。」 「大変をできる。」 「大変をできる。」 「大変をできる。」 「大変をできる。」 「大変をできる。」 「大変をできる。」 「大変をできる。」 「大変をできる。」 「大変をできる。」 「大変をできる。 「大変をできる。 「大変をできる。 「大変をできる。 「大変をできる。 「大変をできる。 「大変をできる。 「大変をできる。 「たっと。 「大変をできる。 「大変をできる。 「大変をできる。 「大変をできる。 「大変をできる。 「大変をできる。 「大変をできる。 「大変をできる。 「大変をできる。 「大変をできる。 「大変をできる。 「大変をできる。 「大変をできる。 「大変をできる。 「大変をできる。 「大変をできる。 「大変をできる。 「大変をできる。 「大変をできる。 「大変をできる。 「大変をできる。 「大変をできる。 「大変をできる。 「大変をできる。 「大変をできる。 「大変をできる。 「大変をできる。 「大変をできる。 「たる。 「大変をできる。 「たる。 「たる。 「たる。 「たる。 「たる。 「たる。 「たる。 「た

## 2 東海地震に関する情報や警戒宣言発令時及び荒川氾濫情報発令時の児童生徒への対応

【東海地震に関連する情報の区分及び対応措置】

1 不 / 14 / 12		アトプスの対応指し】	
レベル	情報	情報区分	対応措置(主要事項のみ)
1	東海地震観測情報	前兆現象の可能性について 直ちに評価できない場合等 に発表される。	・情報監視態勢を取り、情報収集を行う。
2	東海地震注意情報	前兆現象の可能性が高まったと認められた場合に発表される。	・初勤態勢の確保。 ・防災関係機関及び所管施 設と連携。 ・授業を平常通り行いなが ら、保護者等の問い合わ
3	東海地震予知情報	東海地震発生のおそれがあると認められた場合に発表される。	せに対応。 ・下校・引き渡し態勢、残 留確保態勢や翌日以降の 対応等を決め、児童及び 保護者へ周知する。
4	警戒宣言	「東海地震予知情報」の報告を受けた内閣総理大臣は、直ちに閣議を開き、「警戒宣言」を発令する。	・情報の収集、伝達を行う。 ・道路等の危険の ・児童及び施設利用者 ・児童保を図る。 ・児童保を図るの確保を図 ・心の資料を ・応り資糧 ・応りの ・応の ・ため ・変を整 ・での ・変を ・変を ・での ・での ・での ・での ・での ・での ・での ・での ・での ・での

## 〇風水害発生時の対応について

- (1)風水害発生時においても地震発生時における対応に準じて、勤務時間内外を問わず、教職員は学校長の指示のもと、所属校(勤務校)に可能な限り早期に出勤し、必要な業務に従事しなければならない。
- (2)校長は、教職員の緊急連絡態勢を整備すると共に、休日·夜間においても教育委員会事務局と校長·副校長が確実に連絡が取り合えるよう、随時、教育委員会事務局へ連絡先を明らかにしておく必要がある。

各小中学校は、水害時避難場所である。洪水の発生が予想される場合、区から退避準備や退避方法の呼びかけが行われるので、避難場所の3階以上の丈夫な建物等へ避難する。

## 【荒川氾濫に関連する情報の区分及び対応措置】

	11~月進りる用報の位		
警戒レベル	情報	情報区分	対応措置(主要事項のみ)
2	荒川氾濫注意情報 (東海地震注意情 報と同じレベル)	予報地点のいずれかの水位 が氾濫注意水位(警戒水位) に達し、さらに水位上昇が 見込まれるときに発せられ る。	<ul><li>・水害時避難場所の開設</li><li>・避難者支援開始</li></ul>
3	荒川氾濫警戒情報 (東海地震警戒宣 言と同じレベル)	予報地点のいずれかの水位 が氾濫危険水位(警戒水位) に達し、さらに水位上昇が 見込まれるときに発せられ る。	・高齢者等避難 ・避難者支援
4	荒川氾濫危険情報 (区内に震度5弱 以上の地震発生と 同じレベル)	予報地点のいずれかの水位 が氾濫危険水位(危険水位) に達したときに発せられ る。	・避難指示 ・避難者支援 ・その他、応急対策実施
5	荒川氾濫発生情報 (区内に震度5弱 以上の地震発生と 同じレベル)	氾濫が発生したときに発せられる。	・緊急安全確保

## 3 震災時の学校の対策組織及び各職員の任務・役割 (第二次組織)

【学校防災本部の組織と任務・役割】

本部長 (校長)

【校長・副校長・主幹】

#### 総 括 班

- ・校長、副校長及び班長を中心とした教職員で構成。
- ・各班との連携のもと、校内の災害状況等の把握を行うとともに、教育委員会 との連絡にあたる。
- ・被害状況に応じ、第二次避難場所(指定された避難場所)への避難、応急対策の決定、 児童等及び教職員の安全確保に万全を期す。
- ・避難所の運営のために必要となる業務について、連絡調整を行う。

## 【学級担任】

## 安否確認 · 避難誘導班

- ・地震の揺れがおさまった直後に活動を開始し、児童等及び教職 員の安否確認、負傷者の有無及び被害に規模を推定する。
- ・避難の必要性を判断し、避難誘導を行う。
- ・クラス全員の安否を確認し、総括班に報告する。
- ・就業時以外の時間帯に発災した場合は、児童等及び教職員の家 族の被災状況及びその安否を早急に確認する。

## 【少人数・音楽・ことば きこえ】

## 安全点検·消火班

- ・校内や近隣の巡視を行うほか、被害状況を点検し、安全を確認 するとともに、避難経路及び第二次避難(指定された避難場所)の 安全を確認する。
- ・出火防止に努め、火災が発生した場合は初期消火活動を行う。
- ・二次災害等の危険防止のために、必要な措置を講ずる。

#### 【管理員・図工・まなび】

## 救 護 班

・建物被害又は備品等の転倒等に巻き込まれた者の救出・救命にあたる。

#### 【養護教諭・栄養士・非常勤】

#### 救急医療班

- 養護教諭及び救命・救急の経験者等で組織。
- ・救護班、安否確認·避難誘導班との密接な連絡を取りながら、 負傷した児童等・教職員や近隣から校内に運び込まれた負傷者 の保護に努める。
- ・必要に応じ、病院等の専門医療機関との連携を図る。

#### 【学級担任】

## 保護者連絡班

- ・児童等の保護者への引き渡しを安全・確実に実施する。
- ・引き渡しカードを準備し、引き渡す相手が児童等の保護者又は その代理であることの確認及び対応した教職員を記録する。

#### 【副校長・事務】

応急復旧班

-12-

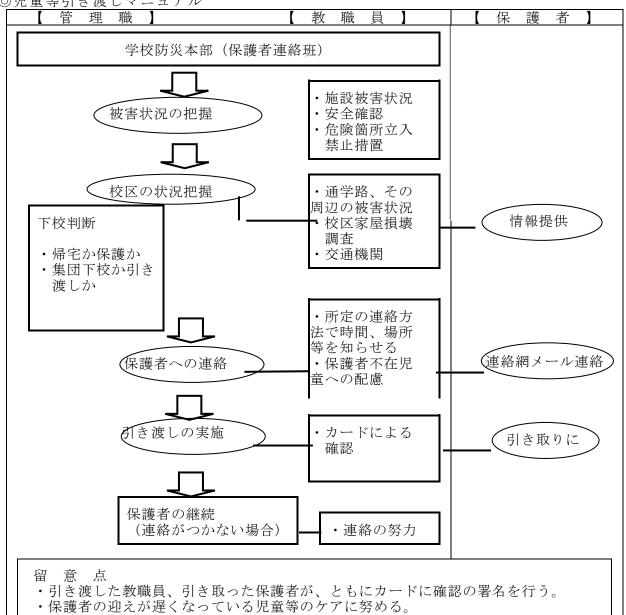
- ・校内応急復旧に必要な機材や児童等への食料及び寝具等の調 達、管理にあたる。
- ・応急教育への移行に際し、児童等の教科書や学用品等が滅失 した場合の対応にあたる。

[組織再編成]

## 避難所支援班(本校が避難所となった場合)

- ・在校している児童等の安全の確保を図り、学校が避難所とし て安全に運営されるための措置を講じるとともに、避難所内 の保健衛生に配慮する。
- ・ボランティアの受け入れやコーディネートのほか、外部から の援助を受け入れる。 ・避難住民のための水、食料その他の救援物資などの受け入れ
- や管理を行う。

## ◎児童等引き渡しマニュアル



# 引き取り者カード (学級保存用)

墨田区立言問小学校		
年 組	児童氏名 _	
	保護者氏名	

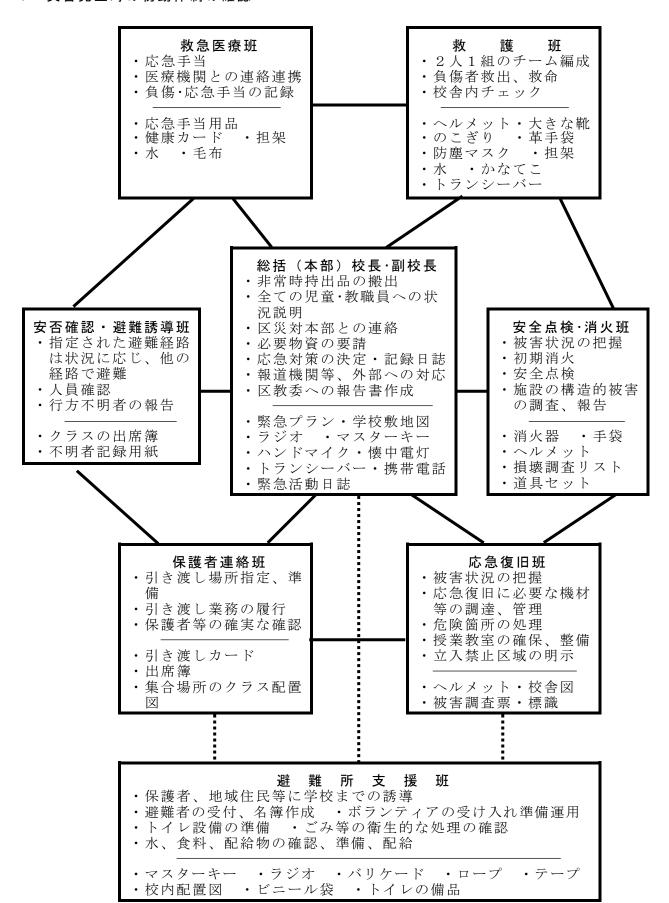
緊急時に児童を引き取りに来られる方を順に2~3名ほど、ご記入ください。

	引き取り者 氏名 (保護者を含む)	住	所	(電話番号)	児童または保護者と の関係
1	(変更)				 
2	(変更)				
3	(変更)				
4	(変更)				

(6年間使用しますので …… より上に、お書きください。)

地震発生などで交通機関がストップした際、引き取り人は、下記のどの時間で児童を引き 取りに来られますか。 (〇印をつけてください。)

## 4 災害発生時の初動体制の確認

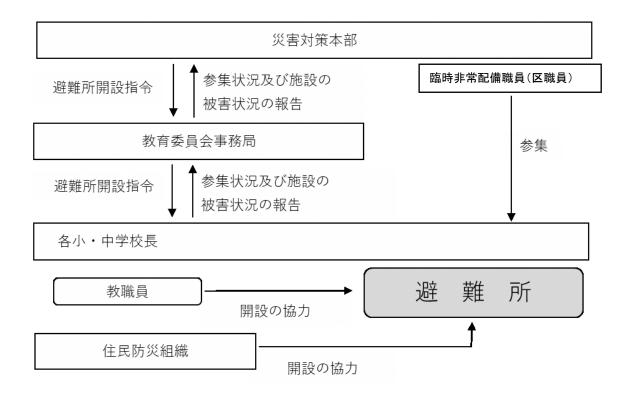


#### 5 学校が避難所になった場合の対応に関すること (1)趣旨

- ① 「墨田区地域防災計画(令和3年度修正)」では、住居が倒壊又は焼失、ライフライン機能の喪失等により、日常生活が困難な状況にある被災者に対する救済拠点として、小・中学校に避難所を開設する。避難所は、状況に応じて開設する。
- ②「避難所の管理」として、避難所に配置された災対救護部の各収容隊は、区災対本部の指示に基づき、避難所運営マニュアルも参考とし、学校管理者(校長)及び区学校職員、住民防災組織の協力を得て避難所の管理・運営を行う。避難所では、被災者の性別も踏まえプライバシーの確保や生活環境を良好に保つよう努めることされている。また、避難所の運営・管理において学校教職員は、学校危機管理マニュアルにより、体制整備を行う。
- ③一方、「墨田区職員災害対策マニュアル」では、学校については、「災対教育部」の中の「学校施設隊」に校長等が位置づけられており、「登校の教職員は、学校施設隊長である指導室長から学校防災計画に基づいた行動をとれるよう指導されること」となっている。

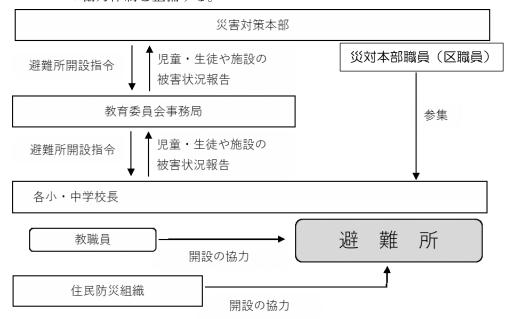
#### (2) 震災発生時の避難所開設について

- ① 十日祝日及び深夜早朝など
- ア 墨田区で震度5強以上の地震が発生した場合、校長、副校長、連絡調整者等は、速やかに学校 に参集する(教職員の中から、学校へ速やかに到着可能な者を3名程度「連絡調整者」として 予め指名しておく)。
- イ 参集した教職員は、参集状況及び学校施設の被害状況等を教育委員会事務局庶務課に対して報告を行う。
- ウ 災害対策本部は教育委員会事務局に対して、避難所開設を指令する。
- エ 教育委員会事務局(指導室)は各小・中学校長に対して、避難所開設を指令する。 ※通話アプリ(Teams、Zoom等)を有効に活用し指令を行う。
- オ 教職員は、避難所の開設において、派遣されてきた臨時非常配備職員(区職員)、住民防災組織との協力体制を整備する。



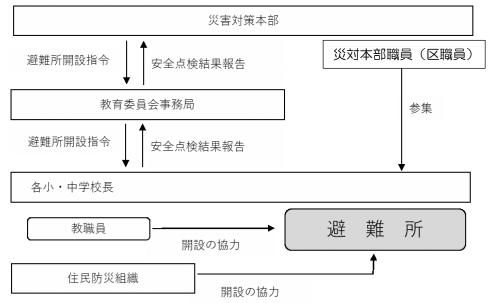
#### ② 在校中

- 墨田区で震度5強以上の地震が発生した場合、教職員は児童・生徒等の安全確保及び避難誘導
- 児童・生徒や施設の被害状況を教育委員会事務局庶務課に報告する。
- 災害対策本部は教育委員会事務局に対して、避難所開設を指令する。
- エ 教育委員会事務局(指導室)は各小・中学校長に対して、避難所開設を指令する
- ※通話アプリ(Teams、Zoom等)を有効に活用し指令を行う。 オ 教職員は、避難所の開設において、派遣されてきた災対本部職員(区職員)、住民防災組織と の協力体制を整備する。



## (3) 風水害発生時の避難所開設について

- ① 災害対策本部は、概ね1日前までに、警戒レベル3 (高齢者等避難)を発令し学校を避難所と して開設する旨を決定し、教育委員会事務局に対して、避難所開設を指令する。
- ②教育委員会事務局(指導室)は各小・中学校長に対して、避難所開設を指令する。 ※通話アプリ(Teams、Zoom等)を有効に活用し指令を行う。
- ③校長、副校長、連絡調整者等は、速やかに学校に参集する(教職員の中から、学校へ速やかに到 着可能な者を3名程度「連絡調整者」として予め指名しておく)。
- ③ 教職員は、避難所の開設において、派遣されてきた災対本部職員(区職員)、住民防災組織と 協力体制を整備する。



※ 学校管理員(民間委託)の対応について《学校管理業務委託該当校のみ》 教育委員会は、学校管理業務委託業者との間で、夜間、休日等における災害応急対策活動に関する 協定を締結している。業者は教育委員会からの要請に応じて、避難所設営等の支援を行う。

## ※本校の連絡調整者

嶋田 拓真 髙橋 寿代 田村 大輔
-------------------

## (4) 災害救護業務 (学校職員の主な業務)

	項  目	具体的な業務
1	児童の避難誘導、保護者へ の引渡に関すること	①児童等の避難誘導 ②避難指示発令時及び延焼火災等の危険 がある場合に児童等を避難場所に避難誘導 ③避難開始時、避難場所を校門等に表示 ④近隣住民等への避難場所への避難要請 ⑤学校長が安全と判断した場合、保護者等を確 認の上、引渡の実施
2	学校施設の保全及び管理に 関すること	①教育委員会事務局庶務課へ被害状況の報告 ②児童・職員等の被害状況及び避難場所の利用 可否、施設被害状況の報告 ③避難所開設準備 ④避難所として利用が可能な場合、飛散物の整 理等、施設機能の維持・管理 ⑤学校備蓄倉庫及び飲料水濾過機格納庫の鍵を 開けて内部確認
3	避難所運営活動に関するこ と	① 区職員及び住民防災組織と連携し、避難所運営活動を行う
4	応急教育計画に関すること	<ul> <li>①応急教育計画策定</li> <li>・学校長は、被害状況等を踏まえ、応急教育計画を策定する</li> <li>・応急教育計画の策定は、指導室と連携して行う</li> <li>・状況に応じて、臨時の学級編成を行うなど、迅速な授業再開に努める</li> <li>②応急教育の実施を児童及び保護者に周知する・応急教育計画に基づく応急教育を開始する場合は、指導室に報告し、児童及び保護者に周知する</li> <li>③被災した児童に学用品を支給する</li> </ul>

※各学校は警戒宣言が発令された場合、直ちに授業を打ち切り、警戒宣言の解除までは 学校教育法施行規則第63条の規定に基づき臨時休業の措置をとり、児童の生命の安 全確保を図るものとする。

#### (5) 開放する学校施設

#### ①第一次開放

部 屋 名	用途
職員室	管 理 室
講堂	避難住民収容
管 理 員 室	給湯室及び管理員待機場所
応 接 室	対 策 本 部
保 健 室	医 務 室
保 健 室	2 F 更 衣 室
家 庭 科 室	給湯室
特別教室等	避難住民収容
3階防災備蓄倉庫	支援物資倉庫

#### ②第二次開放

- \*第一次開放に続き、2階から「避難所収容スペース」順次開放。
- \*高齢者、障害者または乳幼児のいる家族の「避難所収容スペース」は、配慮して開 放すること。

## 6 児童・生徒の帰宅方法・保護体制

・ 地震発生後、学校所在地域の震度が小さい場合でも、鉄道等の運行状況や校内外の被災状況 等の把握に努め、保護者が企業等に留め置かれた場合、児童・生徒を確実に保護者に引き渡すま で、学校において安全を確保することを原則として、保護者と連絡が付かない場合や付いた場合の 帰宅方法を定めておく。

また、平成25年4月、東京都帰宅困難者対策条例の施行により、震災時の一斉帰宅を抑制するため、保護者が企業等に概ね3日間留まる場合、児童・生徒を確実に保護者に引き渡すまで、校内で保護する必要が生じる。なお、学校職員も職場に留め置くことになる。

校長は、保護者の一斉帰宅抑制時における児童・生徒の校内保護の原則を保護者にあらかじめ 周知しておく。また、学校連絡網や緊急メールのほか、災害用伝言ダイヤルやツイッター等の各種メ ディアを使用した児童・生徒及び保護者の双方の安否確認手段を複数用意し、学校と保護者との連 絡手段を確保するとともに、それらの手段もあらかじめ周知徹底しておくこと。

なお、教職員は日ごろからあらかじめ共通理解を図り、災害時には職場に留まり、児童・生徒の 安全確保に万全を期すること。

## (参考)

東京都帰宅困難者対策条例に基づく、学校職員向けの備蓄については、教育委員会事務局と防災課で連携を図る。

# 地震発生時の場所別·時間帯別の児童生徒への対応 (1) 在校中

管 理 職	教 職 員	地震発生	児童
	・的確な指示 「頭部の保護、机に 下へもぐり、机の脚 をもつ」	安全確保その場で	教職員の指示に従 い身体を保護する
	揺れがお	さまる	······
臨機応変に	こ行動する。		
全校避難の指示 ・校内放送	・的確な指示、適切 な誘導	避難誘導 ↓	校庭等の安全な場 所へ避難する
・ハンドマイク	・配慮を要する児童 等への対応 「お・か・し・も」	   第一次避難(校庭)	(負傷者がいる場 合は助け合う)
	→ ・人数と安否の確認	安全確認·避難誘導	
	・周囲の状況把握・状況により第二次避難準備	(火災・土砂崩れ・ガス爆発等で校庭等が 危険なとき)	
	・人数と安否の確認 ・負傷者確認と応急	第二次避難(指定され た避難場所)	
	・	安全確認	
	の連携 ・児童等の不安の緩 和		
学校	防 災 本 部 の	設 置	
   役割分担に従	│ って行動開始		
	・施設の被害状況調調 調 ・安全確認 ・危険箇所の立入禁 ・ 止措置	被害状況の把握 ↓ 保護者へ連絡	
・区教委への連絡 ・外部との対応	・引き渡しカードに より引き渡し ・連絡がつかない児 童等はそのまま待 機	保護者への引き渡し	<ul><li>保護者とともに 帰宅する</li><li>保護者との連絡がつか場合 は学校にて待機 継続</li></ul>
避難所運営への支	援(地域防災計画に従	う)・学校再開準備	
	1		

	授業中の対応 (対応の基本)	休み時間、放課後等の対応
安全確保	<ul> <li>・近くの窓、壁と反対側に頭を向けて机の下にもぐり、机の脚をしつかり持つ。</li> <li>・教職員は冷静に的確な指示を与え、安心させるような声をかける。</li> <li>・火を消す。ガスの元栓を閉める。電気器具のコンセントを抜く。</li> </ul>	・危険物を避け、体を低くする。 ・教職員がその場にいなくても、児童自 ら安全な行動がとれるよう、日頃から 指導しておく。 ・近くにいる児童等に指示や声かけを し、不安や恐怖心を和らげる。
避避	・避難口を確保する。 ・転倒、落下のおそれのある物から、 児童等を遠ざける。上履き等をはい ているかどうか確認する。 ・負傷者の応急処置をする。 ・避難経路、避難場所の安全を確保す	・教職員は近くにいる児童等や担当学 年、学級の児童等の安全確保と掌握に 努める。 ・避難については全校に指示する。
難	る。 ・本部の指示により避難を開始する。 (場合によっては指示を待たずに避難開始)	・教職員は分散して、各教室、講堂、トイレ等をチェックする。
誘	・近くにいる教職員で協力して、児童 等を列の前後から守りながら誘導す	
導	る。 ・頭部を保護しながら避難させる。 ・重傷の場合は、救急隊に連絡し、その到着まで付き添う。 ・車椅子使用等の児童等は、安全な場所に待機させた後、順次避難させる。	
安否確認	・避難場所では、名簿等により人員を 確認し本部に報告する。 ・不明者の発見に努める。	・人員確認ができる体制を速やかに整える。

場所	具 体 的 な 行 動
教室	<ul><li>・近くの窓、壁と反対側に頭を向けて机の下にもぐり、机の脚をしっかり持つ。</li></ul>
特別教室	・作業中であれば、危険物から離れる。 *実験器具棚、調理用具棚、工具棚、実験器具、工具、アイロン、ディスプレイ等
講堂	・体育器具や窓ガラス等から離れ、中央部に集まる。頭部を保 護し中央部に集まる。
プール	・プールのふちに移動し、プールのふちをつかむ。
廊下や階段	・窓ガラス、蛍光灯の落下を避け中央部で姿勢を低くする。近 くの教室の机の下にもぐる。
トイレ	・頭部を保護して動かずにいて、少しドアを開き、閉じ込められないようにする。
運 動 場 中 庭	・校舎等からのガラスの飛散や外壁の崩壊、フェンスや体育器 具等崩壊の危険性のある物から離れる。体を低くする。

## (2)登下校中

管 理 職	教 職 員	地震発生	児 童
		安全確保 【身体保護】	ブロック塀や自動 販売機から離れ頭 部を保護し、安全 な場所に身を伏せ る
学校	防災本部の	設置	近くの公園、空き地等安全な場所へ避難する
	・児童等の所在の確認と保護 ・校内の確認 ・通学路の確認 ・避難場所の確認	安全確認	学 学校か自宅 自 か近い方へ 避難する 宅
・区教委への被害状 況等の報告	・施設の被害状況調査 ・安全確認 ・危険箇所の立入禁止措置	被害状況の把握	校庭等編編を場合した場合
	・引き渡しカードに より引き渡し ・連絡がつかない児 童等はそのまま待 機	↓ 保護者へ連絡 保護者への引き渡し	な場所 がより ないでだくへ ないのでがくへ ないのでがくへ でがくへ でがくへ でがくへ
			・保護者とともに帰 宅する。 ・連絡がつかない場 合は、持続待機。
避難所運営への支	援(地域防災計画に従	う)・学校再開準備	

	学	校	$\mathcal{O}$	対	応	
	て安全点	点検を行	うい、.	点検結	果を保護	者及び児童等に周知
・万一の場合に、保護者	ヒ児童等	<b>拳が互い</b>	へに落	ち合う	避難所を	決めておくよう指導
・児童等が自主的に判断し						
・交通機関を利用する児童	置には、	災害力	が発生			
・交通機関の途絶等により	) 、児童	置等が 多	安全に	帰宅す	ることが	困難な場合、保護者
	する。 ・万一の場合に、保護者である。 ・児童等が自主的に判断しる力を高からのの ・交通機関を利用する児童での ・交通機関の途絶等に ・交通機関の途絶等に	・児童等の通学路について安全点する。 ・万一の場合に、保護者と児童等する。 ・児童等が自主的に判断し、避ちるのが、 ・児童等高めるよう日頃からには、 を通機関を利用する児童には有い し、同時に自主的判断り、児童	・児童等の通学路について安全点検を行する。 ・万一の場合に、保護者と児童等が互いする。 ・児童等が自主的に判断し、避難行動を る力を高めるよう日頃から防災リテラ を通機関を利用する児童には、災害を し、同時に自主的判断力の育成を図る ・交通機関の途絶等により、児童等が多	・児童等の通学路について安全点検を行い、する。 ・万一の場合に、保護者と児童等が互いに落する。 ・児童等が自主的に判断し、避難行動をとるる力を高めるよう日頃から防災リテラシー・交通機関を利用する児童には、災害が発生し、同時に自主的判断力の育成を図る。	・児童等の通学路について安全点検を行い、点検結する。 ・万一の場合に、保護者と児童等が互いに落ち合うする。 ・児童等が自主的に判断し、避難行動をとることがる力を高めるよう日頃から防災リテラシー(※1・交通機関を利用する児童には、災害が発生した時し、同時に自主的判断力の育成を図る。 ・交通機関の途絶等により、児童等が安全に帰宅す	・児童等の通学路について安全点検を行い、点検結果を保護する。 ・万一の場合に、保護者と児童等が互いに落ち合う避難所をする。 ・児童等が自主的に判断し、避難行動をとることが原則となる力を高めるよう日頃から防災リテラシー(※1)の育成・交通機関を利用する児童には、災害が発生した時は現場のし、同時に自主的判断力の育成を図る。 ・交通機関の途絶等により、児童等が安全に帰宅することが

避難訓練	<ul> <li>・揺れがおさまった後、家へもどるか学校へ避難するかについては、原則として近い方を選ぶ。</li> <li>・途中で避難している児童等や移動中の児童等の安全確保については、保護者と学校が連携してあたる。また、そのための対応策について日ごろから協議しておく。</li> <li>・学校に避難してきた児童等への対応策を明確にしておく。</li> </ul>
安否情報	・帰宅できたかどうか等、児童等の安否確認ができるよう連絡体制を整備しておく。

## **※** 1

## 防災リテラシー

自然災害の発生メカニズム、地域の自然環境や過去の災害、防災体制の仕組みなどをよく理解し、災害時における危機を認識して、日常的な備えを行うとともに、的確な判断のもとに自らの安全を確保するための行動を迅速に取れる能力。

## (3) 学校外の諸活動中

管 理 職 教 職 員	地震発生	児 童
・地形や周囲の状況を判断して、安全確保の指示		
・交通機関を利用している時は、乗 務員等の指示に従う ************************************	安全確保	<ul><li>安全な場所に身を伏せる</li><li>教職員の指示に従う</li></ul>
<ul> <li>揺れがおさまるのを待って、安全な場所へ避難させる</li> <li>************************************</li></ul>	最りの安全な場所 へ避難	<ul><li>教職員とはぐれ</li></ul>
・児童等の安全確保及び負傷者の手 当をする ・テレビ、ラジオ、電話等で地元の 被害状況の把握		たときは、動き回らずに安全を確保する
・地元の公共機関への連絡、必要に応じ、救援要請を行う	学校へ連絡	
<b>+</b>		

・学校への連絡、	状況を報告し指示を	-
受ける		

- ・学校から区教委へ連絡
- ・学校から保護者へ連絡
- ・区教委の指示を受けるとともに、 地元公共機関へ救援要請

・県外での学習活動中に、県内で大規 模な地震発生が発生した場合は、学校 模な地展発生が発生した場合は、子校 または区教委と連絡をとり、指示を受 けて対応する

## 対応決定

	T
教職員の対応	留 意 点
・室内では初期行動や避難方法は授業中と同じ ・倒壊や火災、爆発の恐れがある建物から、 児童等をすばやく遠ざける。 ・狭い場所や狭い道路では、塀・看板等の 倒壊や落下に注意し、すばやく広い場所	・教職員は落ち着いた態度で明確に指示 し、児童等に不安や恐怖を与えないよ うにする。
に出させる。 ・海岸では津波、山間部ではがけ崩れに注意し、安全な場所に避難させる。 ・電車、バス等に乗車中の場合は、乗務員の指示に従う。	<ul><li>・車中では、とっさの安全確保ができるような乗車姿勢と態度を取らせておく。</li></ul>

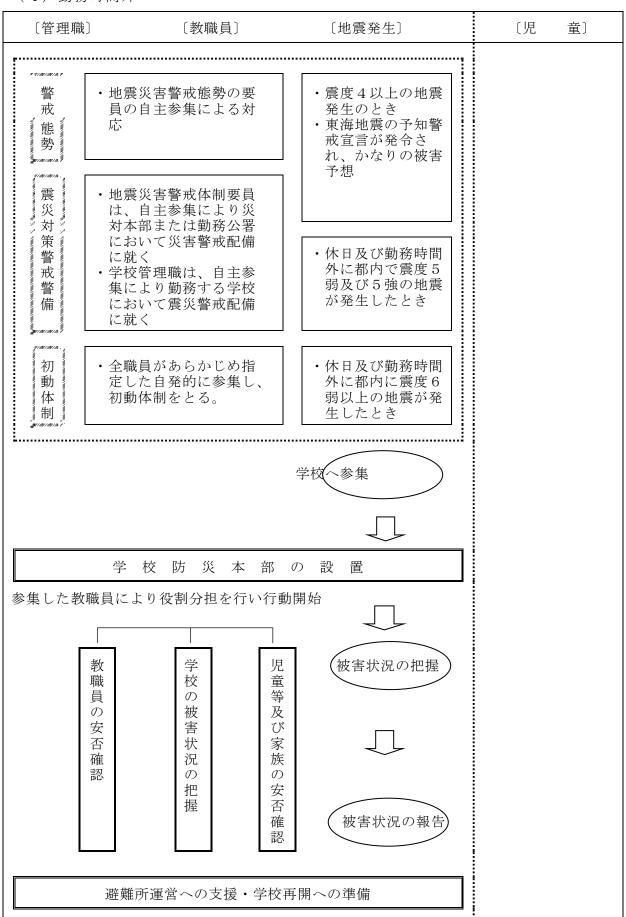
宿舎に滞在している場合においては、

- ・夜間の睡眠中には、建物の構造に不慣れなことから特に混乱が生じやすい。 ・火気使用中の場合は、火災発生の恐れがある。

などの点を踏まえた対応を行う。

教職員の対応	留 意 点
・分担して、各部屋内の児童等を把握し、 負傷者の確認を行う ・避難経路の安全確認を行う者、避難誘導 する者と分担して連携しながら建物外に 出る。	<ul><li>・宿舎到着後、児童等に避難経路と避難 方法について指導しておく。</li><li>・避難開始前に、児童等をとり残さない ように人数確認を行う。</li></ul>

#### (4) 勤務時間外



## 8 応急教育計画に関すること

- (1) 計画方針
- ①活動方針

災害発生の場合、区立小・中学校の児童生徒の教育を中断することなく教育目的を 達成することを方針とする。

②計画目標

区の地位における区立小·中学校の災害対策として、災害の予防、応急対応、復旧 を通じて教育効果の達成を図ることを目標とする。

- (2) 応急教育
  - 事前準備
    - ア) 学校長は、学校の立地条件などを考慮し、常に災害時の応急教育計画を樹立するとともに指導の方法などにつき明確な計画を樹立しておくものとする。
    - イ)区立学校の教職員は常に気象状況等に注意し、災害発生のおそれがある場合は、 学校長と協力して応急教育態勢に備え、次の事項を守らなければならない。
      - ・学校行事、会議、出張等の中止
      - ・児童生徒の避難訓練、災害時の事前指導及び事後処理、保護者との連絡方法を検討すること。
      - ・区教委、警察署、消防署及び保護者への連絡網を確認のこと。
      - ・勤務時間外においては、学校長は所属職員の所在を確認し、非常招集の方法 を定め、職員に周知する。
    - ウ) 学校長は、学校の理科室及び理科準備室等に於ける薬品類の保管·管理について、常に管理体制を確立し、災害発生の際火災が発生しないよう配慮する。
- (3) 災害時の熊勢
- ①学校長は、状況に応じ適切な緊急避難の指示を与え、また災害の規模、児童生徒職員及び施設設備の被害状況を速やかに把握するとともに区教育委員会と連携し、災害対策に協力し、校者の管理に必要な職員を確保し、万全の態勢を整える。
- ②学校長は、準備した応急教育計画に基づき、臨時の学級編成を行うなど災害状況と合致するよう速やかに調整するとともに、決定次第速やかに児童生徒及び保護者に周知徹底を図る。
- ③区本部長(区長)は、学校長に対して適切な緊急対策を指示する。

## 【災害復旧時の態勢】

(1) 学校長は、職員の会議において、次の事項の分担を決め、速やかに対策を考えること。

.....

- ①児童生徒の被害状況把握
- ②教職員の被害状況把握
- ③教育器材の被害状況把握
- ④保健指導
- ⑤生活指導
- ⑥児童生徒の訪問
- ⑦疎開児童生徒の訪問 ※この結果については、区教育部庶務隊(区教委事務局庶務課)あてに報告すること。
- (2) 学校長は、災害の推移を把握し、区教委と緊密に連絡の上、平常授業に戻るように努め、その時期については速やかに保護者に連絡する。
- (4) 学用品の調達及び支給計画
- ①給与の対象

災害により学用品を失い又は毀損し、就学上支障ある児童生徒に対し、被害の実情 に応じて教科書、文房具及び通学用品を支給する。

②災害救助法が適用された場合の支給期間は、災害発生の日から教科書は1ヶ月以内、 その他については15日以内とする。

(墨田区地域防災計画抜粋)

- (5) 学校再開に向けた対応に必要なこと
- ①施設・設備の安全性確保 ②ライフラインの確保 ③通学路の安全確保
- ④学習場所の確保 ⑤授業形態の工夫 ⑥教科書、学用品等の確保
- ⑦被災児童等への就学援助 ⑧被災児童等及び教職員の心のケア対策など

## 9 非常時持出用品リスト

	区 分	品名	持出責任者
	長期保存	学校沿革史	校長
		行事招待者名簿	副校長
		建物引渡書	事務主事
		施設·設備台帳	事務主事
文		防災計画	副校長
		設備図	事務主事
		指導要録 (学籍・指導)	教務
書		卒業証書授与台帳	教務
		周年行事	副校長
		児童·生徒健康診断票	養護教諭
		児童·生徒健康診断一覧表	養護教諭
類		健康カード・視力カード	養護教諭
		保健調査票	養護教諭
		人事記録	校長
		辞令交付簿	校長
		人事具申書	校長
		発令通知書 (写)	事務主事
		職員証発行簿	事務主事
		人事記録	副校長、事務主事
		公務災害・通勤災害・労務災害	事務主事
		物品出納簿	事務主事
		物品寄付採納関係書	事務主事
		図書台帳	事務主事
		講師報酬	事務主事
		嘱託員·再任用職員·非常勤教員給与	事務主事
		臨時職員賃金	事務主事
		旅費	事務主事
		通勤手当	事務主事

	区	分	品名	持出責任者
	長期保存		住居手当	事務主事
			扶養手当	事務主事
文			子供手当	事務主事
			期末勤勉手当	事務主事
			その他の手当	事務主事
			扶養親族特定期間認定簿等	事務主事
			扶養親族届	事務主事
			住居届	事務主事
書			通勤届	事務主事
			公立学校共済組合貸付・償還	事務主事
			東京都互助組合現職会員証	事務主事
			財形貯蓄	事務主事
			人材支援事業団貸付・立替	事務主事
類			教職員共済組合貸付·償還等	事務主事
			出席簿	各担任
			家庭調査票	各担任
			出勤簿関係	副校長
			写真類	専科教員、管理員
			校旗	専科教員、管理員
物			公印 (学校印)	校長
			通帳及び会計簿類	副校長、事務、学年
品				
				]
				]

区防災計画により毎年更新

令和2年度 8月3日現在 作成(備蓄倉庫内は平成29年11月20日現在)

7141亿		
	品名	数量
食	ビスケット	1,152食
糧	クラッカー	1,260食
品	アルファ米 飲料水 (炊き出し用)	2,000食240本
	飲料水(飲用)	108本
	以付水 (以川)	
	割り箸	3,000膳
生	コップ 割り箸 どんぶり	3,000個
	l 右 × min to the first that the fir	120個
ンナ	ごみ収集袋	900枚
活	<u>ローソク</u> 毛布	100本
	一	16個
用用	卓上コンロ	16台
Л	ビニールシート	200枚
	炊飯袋	5,000枚
品	輪ゴム(炊飯袋用)	10箱
	多目的衛生シート タオル	200個
	手指消毒剤	36本
等	ラップ	60本
	救護用品セット	1個
救	担架	2 台
護	簡易ベッド	2 台
<u>  •                                     </u>	車椅子	3台
要配	杖	5 本 1 0 枚
配慮		
老	障害者用物資保管ケース	1個
者用	とろみ調整食品	20袋
品	入れ歯洗浄剤	2 箱
	口内用洗浄剤	4 箱
	使い捨てスプーン	200本
	ストーマ装具(人工肛門)	10枚
	ストーマ装具(人工膀胱)	10枚
	抗ウィルス性マスク リハビリパンツ	210枚
		6枚
	尿とりパッド	4 袋
	パンティライナー	2 4 枚
飲	<u>飲料水袋</u> 飲料水用濾過器	400枚
料	飲料水用濾過器	1台
水	給水タンク (1 t)  ポリタンク (20L)	1台
		2個
-	応急給水資器材及び消化資器材 発電機 (400W)	1 台 2 台
電	発電機 (400W) 発電機 (550W)	2 台
	発電機 (900W)	2台
関	発電機 (1, 500W)	1台
係	カセットガス発電機	1台
.b/h->	投光器	4 台
炊	投光器(ハロゲン)	2 組

飯	コードリール	2 巻
器	組立式煮炊きレンジ	2 台
材	燃料タンク	2 缶
	災害時特設公衆電話	5 台
	災害時PHS	10台
	ヘッドライト	2 台
	電池式LEDランタン	18個
	移動式トイレ(S型)	2台
排	移動式トイレ(W型)	1台
便	移動式トイレ(H型) 移動式トイレ(小便器)	1 台 2 台
用	移動式ドイレ(小使器)    排便収納袋	1,500枚
品		,
'''	マンホール対応型トイレ (和式・敷地外用)	1組
	マンホール対応型トイレ (洋式・敷地外用)	1組 1組
	マンホール対応型トイレ(車椅子対応型・敷地外用)	
	マンホール対応型トイレ(和式・敷地内用)	2 組
	マンホール対応型トイレ(洋式・敷地内用)	2 組
	マンホール対応型トイレ(洋式・敷地内用 女性用)	1組
	マンホール対応型トイレ(車椅子対応型・敷地内用)	1 組
	自動ラップ式トイレセット	1 組
運	リヤカー	1 台
搬	アルミ台車(二輪)	1台
車	台車	1台
用	ゴムボート	
そ	軍手	100双
$\mathcal{O}$	大型扇風機	2 台
他	テント (3.6×5.4)	1 張
	石油ストーブ	6 台
		1 組
	折りたたみ式テント	4 張

## 11 緊急連絡先電話番号簿

		電話番号
Ţ	墨田区役所 (代表)	5 6 0 8 - 1 1 1 1
官	指導室	5 6 0 8 - 6 3 0 7
公	防災課	5 6 0 8 - 6 2 0 6
	本所消防署	3 6 2 2 - 0 1 1 9
庁	本所警察署	5 6 3 7 - 0 1 1 0
ラ	(株) NTT東日本一東京東	5 6 8 8 - 9 1 0 2
イフ	東京電力(株)江東支社	6 3 7 5 - 2 0 1 1
ライ	水道局墨田営業所	5 6 3 8 - 3 1 4 0
ン	東京ガス(株)東部支社	3 6 3 3 - 4 9 9 3
	内科 (墨田中央病院)	3617-1414
医	耳鼻科 (斎藤耳鼻咽喉科)	3621-3319
	眼科 (毛塚医院)	3622-0941
療	歯科 (寺岡歯科医院)	3 5 2 4 - 4 1 0 8
	薬剤師 (田口 善一)	5 6 1 9 - 7 1 8 1
関	外科 (中西整形外科病院)	3 6 1 8 - 9 0 3 3
係	曳舟病院	5 6 5 5 - 1 1 2 0
	墨東病院	3 6 3 3 - 6 1 5 1
	同愛記念病院	3 6 2 5 - 6 3 8 1
	墨田区立言問小学校(職員室)	3 6 2 5 - 0 3 1 5
学	墨田区立言問小学校(校長室※災害用)	3 6 2 2 - 2 5 9 1
	校長(中嶋 保徳)	3 8 1 9 - 6 0 5 9
校	大文(1·海 / / III)	0 9 0 - 4 7 1 9 - 8 4 1 9
	副校長(山口 勝代)	03-3601-9718
関	MIN (HI MIN)	080-3637-8555
係	主幹教諭(小野 美智子)	0 9 0 - 1 1 8 9 - 1 8 2 3
が	主幹教諭(田村 大輔)	090-7195-8932
	PTA会長 (飯島 勇樹)	0 9 0 - 7 0 0 0 - 7 8 2 6

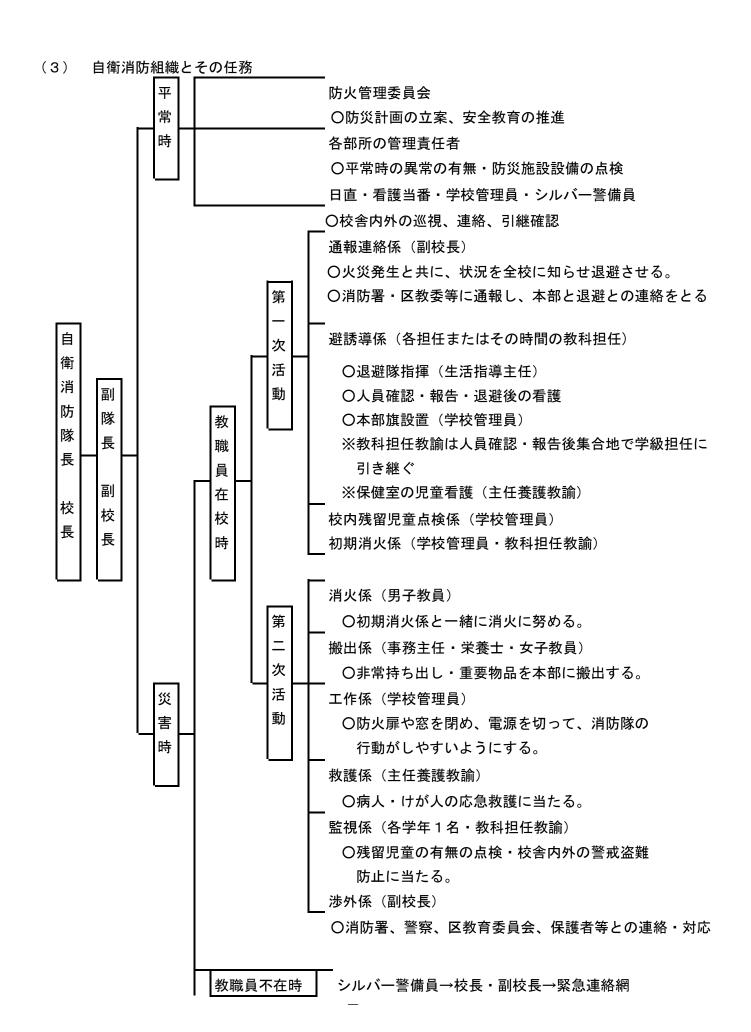
## 12自衛消防組織に関すること

## (1) 防火管理委員会

1) 防火官埋委員会	
委 員 名	職名
委員長	校長
副委員長	副校長
委 員	主幹教諭(教務主任)
同	1 学年主任
同	2 学年主任
同	3 学年主任
同	4 学年主任
同	5 学年主任
同	6 学年主任
同	養護教諭
同	事務主事
同	(栄養士)

## (2) 防火管理担当者

	場所	防火管理責任者	場所	防火管理責任者
一階	校職 応主更 保健 第多生 人	副副副主主主養算太 校校校校 長長 長長 長数少ラ が数クラ が数クラ は は は は は は は は は は は は は は は は は は は	給配放家講プ男女学会膳送庭堂一子子童とない。というでは、おりますが、おりますが、おりますが、おりますが、おいまが、おいまが、おいまが、おいまが、おいまが、おいまが、おいまが、おいま	(栄養士)副校長 " 放送委員担当 非常勤教諭 体育主任 " 主事 主事 学童指導員
二階	生活科室 1年1組 6年1組 第数少人数(低) PCルーム 音楽とば まなび	担任 担任 算数少人数担当 ICTリーダー 音楽専科 難言主任 特別支援教室専門員	資料室 事務室 可書室 ラン務室 ラン務室 サーム 事子トイレ	教務主任 事務主事 事務主事 図書館担当教諭 (栄養士)副校長 主事 主事
三階	2年1組 2年2組 3年1組 3年2組 4年1組 5 5 9 9 中備 着 向 情	担任担任担任担任担任担任担任担任担任担任担任担任担任担任担任担任担任的政力的,并不是的人数担当的人数担当的人数担当的人数担当的人数担当的人数担当的人数担当的人数担当	図 工室	図工専科 " 理科担当 " PTA会長 主事 主事



- (4) 施設管理者(用具類)
  - ①薬品その他危険物<理科主任>
  - ②消火器・消火栓<事務主任>
  - ③電気設備<副校長>
  - 4)警報装置類<副校長>
  - ⑤視聴覚関連機器<情報教育主任>
- ⑥火気使用施設<副校長>
- ⑦救急用品<保健主任・養護教諭>
- ⑧ハンドマイク・ラジオ・無線等<副校長>
- ⑨非常災害袋(職員室保管) <副校長>

#### (5) 非常時搬出書類

- ·公印(職印、校印) ·職員人事関係書類
- · 学校日誌 · 学校沿革史 · 出勤簿
- ・警備日誌・看護日誌・公文書綴・届書類・年度別諸記録
- 児童指導要録卒業生台帳
- ・旧職員履歴カード ・職員履歴カード ・辞令交付簿 ・備品台帳
- ・学校経理に関する表簿・文書管理簿・請願書
- 学校医執務記録簿 ·健康診断関係表簿 ·保健日誌

## 6 非常連絡先

墨田区役所(大代表) 5608-1111 (短縮000)

墨田区教育委員会指導室 5608-6307 (短縮 001)

本所消防署 3622-0119

同小梅出張所 3625-0119

本所警察署 5637-0110

東京ガス 3634-0119

水道局 3633-6501

セノン 5317-5911

## 災害時一時避難所一覧表

町内名	一時集合場所	避難場所	指定避難所	
向島3丁目町会	里田山学校	墨田区役所		
 	墨田中学校	隅田公園自由広場一帯	墨田中学校	
向島4丁目南町会	里田山学校	墨田区役所	墨田中学校	
	墨田中学校	隅田公園自由広場一帯		
向島4丁目北町会	秋葉神社内	墨田区役所	言問小学校	
		隅田公園自由広場一帯		
向島5丁目西町会	隅田公園少年野球場	墨田区役所	言問小学校	
 		隅田公園自由広場一帯	百回小子仪 	
向島5丁目東町会	言問小学校	墨田区役所	言問小学校	
四毎01日来四分	百四小子仪	隅田公園自由広場一帯	百四小子仪	

## 災害時避難教室

階	災害時教室	本部・拠点会議・町内
	職員室(副校長)	(本部)
	校長室(学校長)	(本部)
1階	放送・応接室	防災拠点会議・本部
	保健室・多目的室 (木野)	学校保健室
	講堂	学校一時避難場所(全3町会)
	音楽室	
	図書室	乳幼児・幼児 専用教室
	更衣室	授乳室
2 階	1年1組	×
△ 『百	6年1組	×
	算数少人数 (低)	向島4丁目北町会
	ランチルーム	向島4丁目北町会
	まなびの教室 (2部屋)	向島5丁目東町会(2部屋)
	図工室	向島5丁目西町会
	理科室	向島5丁目西町会
	5年1組	×
3階	4年2組	×
3陌	3年2組	×
	3年1組	×
	2年2組	×
	2年1組	×